

初版作成日：2020年02月02日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称：

製品名称：ラスティックカラーペイント キャラメル 88-8211

製品番号 (SDS NO)：00225010022850-1

製品種類：

水性顔料系着色剤

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途：一般木工用

供給者の会社名称、住所及び電話番号

供給者の会社名称：ユニオンペイント株式会社

住所：茨城県北相馬郡利根町押戸1650-1

担当部署：技術

電話番号：0297-61-8033

FAX：0297-68-9730

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類、GHSラベル要素

GHS分類

健康に対する有害性

発がん性：区分 2

特定標的臓器毒性(反復ばく露)：区分 2

環境有害性

水生環境有害性 長期(慢性)：区分 3

(注) 記載なきGHS分類区分：該当しない/分類できない

GHSラベル要素



注意喚起語：警告

危険有害性情報

発がんのおそれの疑い

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ

長期継続的影響によって水生生物に有害

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：

混合物

成分名	含有量 (%)	CAS No.	化管法政令番号
アンモニア	0.1 - 1	7664-41-7	-
水和酸化第二鉄	1 - 5	51274-00-1	-
酸化第二鉄	0.1 - 1	1309-37-1	-
酸化チタン	1 - 5	13463-67-7	-

危険有害成分

安衛法「表示すべき有害物」該当成分

水和酸化第二鉄，酸化チタン
安衛法「通知すべき有害物」該当成分
アンモニア，水和酸化第二鉄，酸化チタン

4. 応急措置

応急措置の記述

皮膚(又は髪)に付着した場合

付着物を清浄な乾いた布で素早く拭き取る。
溶剤、シンナーを使用してはならない。
多量の水と石鹼で優しく洗う。
外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪いときには医師の診断を受ける。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。

飲み込んだ場合

嘔吐物を飲み込ませてはならない。
医師の指示のない場合は、吐かせてはならない。
負傷者を安静にし直ちに医師の診察を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤

適切な消火剤

周辺設備に適した消火剤を使用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項

漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

掃き集めて、容器に回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

(取扱者のばく露防止)

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

安全取扱注意事項

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用すること。
指定された個人用保護具を使用すること。
取扱い後は手、汚染箇所をよく洗う。

保管

安全な保管条件

容器を密閉しておくこと。
日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
凍らせないこと。

8. ばく露防止及び保護措置

管理指標

管理濃度データなし

許容濃度

(酸化チタン)

日本産衛学会(2013) 0.3mg-ナノ粒子/m³

(アンモニア)

日本産衛学会(1979) 25ppm; 17mg/m³

(酸化第二鉄)

ACGIH(2005) TWA: 5mg/m³(R) (じん肺)

(酸化チタン)

ACGIH(1992) TWA: 10mg/m³ (下気道刺激)

(アンモニア)

ACGIH(1970) TWA: 25ppm;

STEL: 35ppm (眼障害、上気道刺激)

ばく露防止

保護具

手の保護具

保護手袋を着用する。

眼の保護具

保護眼鏡/顔面保護具を着用する。

皮膚及び身体の保護具

保護衣を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

物理状態：液体

臭い：ほぼ無臭

沸点又は初留点：35℃ <

10. 安定性及び反応性

化学的安定性

通常の保管条件/取扱い条件において安定である。

11. 有害性情報

毒性学的影響に関する情報

急性毒性

急性毒性(経口)

[日本公表根拠データ]

(酸化チタン)

rat LD50 >5000mg/kg (SIDS, 2015)

急性毒性(経皮)

[日本公表根拠データ]

(酸化チタン)

hamster LD50 >10000mg/kg (HSDB, Access on May 2016)

急性毒性(吸入)

[日本公表根拠データ]

(酸化チタン)

dust: rat LC50 >5.09mg/L (SIDS, 2015)

(アンモニア)

gas: rat LC50=7679ppm/4hr (EHC 54, 1986)

労働基準法: 疾病化学物質

アンモニア

局所効果

皮膚腐食性/刺激性

[日本公表根拠データ]

(酸化第二鉄)

ヒト 中等度の刺激性 (ICSC(J), 2004 et al)

(アンモニア)

重度の壊死 (DFGOT vol. 6, 1994)

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

[日本公表根拠データ]

(酸化第二鉄)

ヒト 腐食性 (IUCLID, 2000)

(アンモニア)

重度の壊死 (DFGOT vol. 6, 1994)

呼吸器感受性又は皮膚感受性

呼吸器感受性

[日本公表根拠データ]

(アンモニア)

cat. 1; ATSDR, 2004

生殖細胞変異原性データなし

発がん性

[日本公表根拠データ]

(酸化チタン)

cat.2; IARC Gr. 2B (IARC 93, 2010 et al.)

(酸化第二鉄)

IARC-Gr.3: ヒトに対する発がん性については分類できない

(酸化チタン)

IARC-Gr.2B: ヒトに対して発がん性があるかもしれない

(酸化第二鉄)

ACGIH-A4(2005): ヒト発がん性因子として分類できない

(酸化チタン)

ACGIH-A4(1992): ヒト発がん性因子として分類できない

(酸化チタン)

日本産衛学会-2B: 人におそらく発がん性があると判断できる証拠が比較的十分でない物質

催奇形性データなし

生殖毒性データなし

特定標的臓器毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

[区分3(気道刺激性)]

[日本公表根拠データ]

(酸化第二鉄)

気道刺激性 (ICSC(J), 2004; IUCLID, 2000)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

[区分1]

[日本公表根拠データ]

(酸化チタン)

呼吸器 (SIDS, 2015)

誤えん有害性データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性

長期継続的影響によって水生生物に有害

水生環境有害性 短期(急性) 成分データ

[日本公表根拠データ]

(アンモニア)

魚類 (カラフトマス) LC50=0.083mg-NH3/L/96hr (EHC54, 1986)

(酸化チタン)

甲殻類 (オオミジンコ) EL50 > 100mg/L/48hr (SIDS, 2015)

水溶解度

(アンモニア)

54 g/100 ml (20°C) (ICSC, 2013)

(酸化第二鉄)

溶けない (ICSC, 2004)

(酸化チタン)

溶けない (ICSC, 2002)

残留性・分解性

残留性・分解性データなし

生体蓄積性

生体蓄積性データなし

土壤中の移動性

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

他の有害影響

オゾン層への有害性データなし

13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

廃棄物の処理方法

環境への放出を避けること。

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

汚染容器及び包装

空容器は内容物を完全に除去してから処分する。許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類に該当しない

環境有害性

MARPOL条約附属書III - 個品有害物質による汚染防止

海洋汚染物質 (該当/非該当): 非該当

特別の安全対策

取り扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。容器の漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められた輸送方法に従うこと。

船舶安全法に定めるところに従うこと。

航空法に定めるところに従うこと。

バルク輸送におけるMARPOL条約附属書II 改訂有害液体物質及びIBCコード

有害液体物質(Z類)

酸化チタン

国内規制がある場合の規制情報

船舶安全法に該当しない。

航空法に該当しない。

15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則/法令
毒物及び劇物取締法に該当しない。

労働安全衛生法

特化則に該当しない製品

有機溶剤等に該当しない製品

粉じん障害防止規則(令19号)

酸化チタン

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

名称表示危険/有害物

酸化チタン; 水和酸化第二鉄

名称通知危険/有害物

アンモニア; 酸化チタン; 水和酸化第二鉄

化学物質管理促進(PRTR)法に該当しない。

化審法に該当しない。

じん肺法

酸化チタン

悪臭防止法

アンモニア

大気汚染防止法

特定物質 政令第10条第1号から第28号

アンモニア

水質汚濁防止法

有害物質

アンモニア

法令番号 26: C 100mg-(40%のアンモニア性+亜硝酸性+硝酸性)窒素/liter

指定物質

酸化第二鉄

法令番号 52

水和酸化第二鉄

法令番号 52

適用法規情報

この物質に関する貴国又は地方の規制に関する調査は貴社の責任で処理願います。

16. その他の情報

JPMA U01104 F☆☆☆☆

問合せ先 (<http://www.toryo.or.jp>)

参考文献

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, (6th ed., 2015), UN

Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 20th edit., 2017 UN

IMDG Code, 2018 Edition (Incorporating Amendment 39-18)

IATA 航空危険物規則書 第60版 (2019年)

Classification, labelling and packaging of substances and mixtures (table3-1 ECNO6182012)

2016 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK (US DOT)

2019 TLVs and BEIs. (ACGIH)

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/index.php>

Supplier's data/information

責任の限定について

この情報はこの特定の材料に関するものであり、この材料が他の材料と組み合わせられたり、処理されたときは無効です。この情報を自分自身の独特な取扱いに適合させ完全で満足できるものとする責任はユーザーにあります。

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改

訂される事があります。また、注意事項は通常の実施を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

ここに記載されたデータは最新の知識及び経験に基づいたものです。安全性データシートの目的は当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品の性能について何ら保証するものではありません。

ここに記載したGHS分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データ（NITE 平成30年度）です。